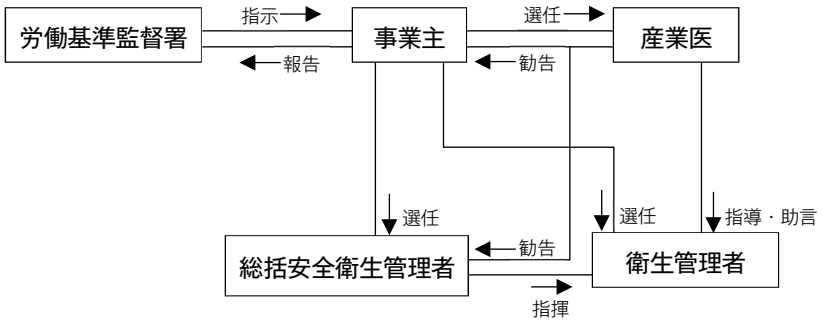


第1章

関係法令（有害業務以外）

1 安全衛生管理体制

◆ 労働衛生に関する事業所の管理体制



(1) 総括安全衛生管理者の選任

- 選任の必要要件に達した日から14日以内に選任が必要。
- 林・鉱・建設・運送・清掃業等は労働者100人以上で選任。
- 電気・ガス・水道・製造・卸売り・小売り・旅館・ゴルフ・通信・自動車整備業・機械修理業等は労働者300人以上で選任。
- その他は労働者1000人以上で選任。
- 業務としては、衛生管理者への指示、安全衛生に係る方針の表明等がある。
- 総括安全衛生管理者は、その事業の実施を統括管理する者であり、特に資格等が必要なわけではない。

◆ 総括安全衛生管理者の選任

業種	規模（人）
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	100人以上
製造業（物の加工業含む）、電気業、ガス業 熱供給業、水道業、通信業、卸売業、 家具・建具・じゅう器卸売業、小売業、 家具・建具・じゅう器小売業、旅館業、 ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	300人以上
その他の業種	1000人以上

(2) 衛生管理者の選任

- 選任の必要要件に達した日から 1 4 日以内に選任が必要。
- 労働者 5 0 人以上の事業所で選任（基本は専属、1 0 人以上 5 0 人未満は衛生推進者を選任）。
- 5 0 人～2 0 0 人 = 1 人選任
2 0 1 人～5 0 0 人 = 2 人選任
5 0 1 人～1 0 0 0 人 = 3 人選任
1 0 0 1 人～2 0 0 0 人 = 4 人選任
2 0 0 1 人以上 = 5 人選任
- 1 0 0 1 人以上の場合は、専属者 4 人のうち 少なくとも 1 人を専任 しなければならない。
- 2 人以上の衛生管理者を選任する場合、1 人は事業所専属でない労働衛生コンサルタントから選任することができる。
- 農林畜水産・製造・建設・医療・清掃・運送・電気・ガス・水道業等は第 1 種衛生管理者でなければならない。
- 少なくとも週 1 回巡回をし、設備・作業方法・衛生状態等を確認する義務がある。
- 衛生管理者の主要業務は、「安全衛生に係る方針の表明・健康保持増進のための措置・労働者の安全衛生教育・労働災害の防止対策等のうち、衛生に係る技術的事項を管理すること」である。